

職員の懲戒処分について（平成28年11月教育委員会議定例会）（議案第26号関係）

| | |
|---------|--|
| No. | No. 1 |
| 処分年月日 | H28. 11. 15 |
| 処分の種類 | 減給2月 |
| | <p>(事件・事故の概要)</p> <p>被処分者は、平成27年5月26日(火)午前8時頃、通勤のため普通乗用自動車運転し、雫石町内の国道46号を走行中、前方不注意により先行車に気付くのが遅れ、急ブレーキをかけるも、前車に衝突してさらに前方2台の車両を巻き込む多重事故を起こした。その結果、相手方の一人に加療約2か月、もう一人に約1週間を要するいずれも頸椎捻挫等の傷害を負わせた。</p> |
| 事実発生年月日 | 平成27年5月26日 |
| 被処分者の年齢 | 58歳 |
| 被処分者の性別 | 男性 |
| 被処分者の所属 | 中学校(盛岡教育事務所管内) |
| 被処分者の職 | 教諭 |
| 備考 | |

職員の懲戒処分について（平成28年11月教育委員会議定例会）（議案第27号関係）

| No. | No.2 |
|-------|---|
| 処分年月日 | H28.11.15 |
| 処分の種類 | 減給2月 |
| | <p>(事件・事故の概要) 被処分者は、次の体罰を行った。</p> <p>(1) 平成27年6月頃、自らが顧問を務める運動部の部活動中に部員を指導する際、1年生の男子生徒(A)の肩を両手で突き飛ばし尻餅をつかせた。</p> <p>(2) 同年7月頃、同部の部活動中に部員を指導する際、2年生の男子生徒(B)の腹部を拳で2、3回突いた。</p> <p>(3) 同年9月頃、同部の部活動中に部員を指導する際、1年生の男子生徒(A)に対し、2、3mの至近距離からボールを投げつけ、そのボールが当該生徒の額に当たった。</p> <p>(4) 同年10月下旬、放課後、校舎内の廊下において、同部に所属する1年生の男子生徒(C)に対し、当該生徒の授業中の態度について叱責する際、平手で頬を2、3回叩いた。</p> <p>(5) 同年10月頃、同部の部活動中に部員を指導する際、1年生の男子生徒(D)の足元に向かって投げたボールが当該生徒の手に当たり、右手小指を突き指させた。</p> <p>(6) 同年11月上旬、1週間前に授業中の態度について叱責を行った同部に所属する1年生の男子生徒(C)が部活動中に雑用をしていたところ、当該生徒に対し、雑用を行う必要はないとして突き飛ばし、尻餅をつかせた。</p> <p>(7) 同年11月頃、同部の部活動中に部員を指導する際、1年生の男子生徒(E)の足を蹴ろうとした。</p> <p>(8) 同年12月12日、県南教育事務所管内の市町村立体育館において開催された競技大会の試合前に、同部に所属する1年生の男子生徒(F)に対し、通院結果の報告を怠ったことについて注意する際、当該生徒の胸を2、3回押した。</p> <p>(9) 上記(8)の試合中、同部に所属する1年生の男子生徒(G)に対し、プレーにかかる不備な点を指摘する際、右手で当該生徒の左肩を強く押した。</p> <p>(10) 上記(8)の大会終了後のミーティングで指導していた際、同部に所属する1年生の男子生徒(E)の右足を蹴った。</p> <p>(11) 平成28年4月頃、同部のミーティング中に、2年生の男子生徒(D)に対し、プレーのフォーメーションの修得が不十分であることを注意する際、ホワイトボードマーカーで、当該生徒の頬に斜線を書いた。</p> <p>(12) 同年6月頃、同部の部活動中に部員を指導する際、1年生の男子生徒(H)に対し、部活動の練習の態度を注意しようと、当該生徒にボールを投げつけた。</p> |

| | |
|----------------|----------------------|
| 事実発生日 年 月 日 | 平成27年6月頃から平成28年6月頃まで |
| 被処分者の 年 齢 | 30歳代 |
| 被処分者の 性 別 | 男性 |
| 被処分者の 所 属 | 県立高等学校(中部教育事務所管内) |
| 被処分者の職 | 教諭 |
| 備 考 | |

【教職員課 県立学校人事担当 (内 6129)】